

「令和7年度整備管理者選任前研修」開催のお知らせ

平成15年4月に施行されました改正整備管理者制度に規定する「整備管理者選任前研修」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

この研修は、整備士資格を持っていない方が、2年以上の自動車の点検・整備又は整備の管理の**実務経験により整備管理者**になる場合に必要となる研修です。

また、整備管理者選任前研修は随時開催されるものではありませんので、今後、整備管理者になられる方は、**あらかじめ受講**しておく必要があります。

なお、改正整備管理者制度の「選任要件」及び「資格要件」は別紙のとおりです。

記

1. 研修日時及び場所、申込受付期間

	研修日時及び場所	申込受付期間
第1回	令和7年6月25日(水)【津】 メッセウイング・みえ 大研修室	令和7年6月9日(月) ～令和7年6月16日(金)
第2回	令和7年9月12日(金)【四日市】 北部輸送サービスセンター	令和7年8月25日(月) ～令和7年9月5日(金)
第3回	令和7年12月17日(水)【津】 メッセウイング・みえ 大研修室	令和7年12月1日(月) ～令和7年12月12日(金)
第4回	令和8年2月25日(水)【四日市】 北部輸送サービスセンター	令和8年2月2日(月) ～令和8年2月13日(金)

※メッセウイング・みえ 大研修室(津市北河路町19-1)

三重県トラック協会 北部輸送サービスセンター(四日市市新正4-8-8)

2. 研修時間

13:30～17:00(受付開始時間13:00から)

3. 申込方法

研修日程及び各回の申込期間をご確認のうえ、別添の申込用エクセルファイルに必要事項を漏れなく入力し、ファイルを電子メールに添付の上、以下のメールアドレスへの送信によりお申込みください。(入力事項に不備がある場合は受付できません。)

電子メールにて返信させていただきます。

(あて先)

中部運輸局 三重運輸支局 整備(保安)担当
整備管理者選任“前”研修申込専用アドレス

cbt-mie-seikanmae@ki.mlit.go.jp

4. 研修日当日に必要なもの

(1) 本人であることが確認できるもの(写真付の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等))

- (2) 運輸支局から返信されたメールを印刷したもの
- (3) 筆記用具等

5. 受講方法及び注意点

- ✓ エクセルファイルへの記載は、研修当日にお持ち頂く写真付の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をご確認のうえ、**正確に入力してください。**
- ✓ 受信メールのドメイン指定など設定されている方は「@ki.mlit.go.jp」より返信されるメールが届くように設定の変更をお願いします。
- ✓ **受付期間外に申込されたものは、受付不可につきこちらから返信は行いません。**
- ✓ 当該研修には、定員があります。定員になり次第、申込の受付を終了させていただきます。また、**同一営業所から複数人の申込をいただいた場合に受講人数を制限することがあります。**定員超えのため受付できなかった方については、誠に恐れ入りますが、次回開催の研修に再度、申込をお願いすることとなりますので、ご承知おきください。
- ✓ **申込が完了された方には、受講番号の記載された返信メールを、定員に達し受講をお受けできなかった方には「申込結果のお知らせ」を、それぞれ申込日から3開庁日以内に返信いたします。申込から3開庁日を過ぎても返信がない場合は、三重運輸支局へお問い合わせください。**

6. 費用

受講料は無料、テキストは当日無料配布します。

7. 連絡事項

- ◆ 自然災害、感染症拡大等に伴い、研修を中止する場合があります。
- ◆ 中止の場合は三重運輸支局HPに掲載しますので、中止になっていないかをご確認の上、受講していただきますようお願いいたします。
- ◆ 中止になった場合、次回の研修を受講される際は、改めて申込が必要になりますので、ご了承ください。
- ◆ 申込を予定される方は、上記について十分ご理解、ご承知をしていただいた上で申込をお願いします。

8. 三重運輸支局 HP

URL : <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/mie/index.html>

または、検索サイトで三重運輸支局と検索

連 絡 先

〒514-0303

三重県津市雲出長常町字六ノ割1190-9

中部運輸局 三重運輸支局 整備担当

電話 059-234-8411

(音声ガイダンス後、1をご入力下さい。)

担当者 小松

整備管理者の選任及び資格要件について

平成15年4月1日施行

1. 整備管理者の選任要件

事業用	バス	乗車定員11人以上	1両以上
	タクシー	乗車定員10人以下	5両以上
	トラック	乗車定員10人以下	5両以上
自家用	バス	乗車定員30人以上	1両以上
	バス	乗車定員11人以上29人以下 (レンタカーを除く。)	2両以上
	トラック等	乗車定員10人以下かつ 車両総重量8トン以上	5両以上
レンタカー	バス	乗車定員11人以上	1両以上
	トラック等	乗車定員10人以下かつ 車両総重量8トン以上	5両以上
	乗用トラック 等	乗車定員10人以下かつ 車両総重量8トン未満	10両以上
軽貨物	トラック	軽貨物自動車運送事業用	10両以上

2. 整備管理者の資格要件

法第53条に規定する命令により解任され、解任の日から2年（道路運送車両法施行規則31条の3第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年）を経過しない者でないこと。

(1)	整備の管理を行おうとする自動車と同種類の点検もしくは整備（注1）又は整備の管理（注2）に関して2年以上の実務経験を有し、かつ、地方運輸局長が行う研修（整備管理者選任前研修）を修了した者
(2)	1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者

注1 ①整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備を行った経験
②自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備を行った経験

注2 ①整備管理者の経験
②整備管理者の補助者（代務者）として車両管理業務を行った経験
③会社内の責任者として車両管理業務を行った経験